農林水産省共通申請サービス（eMAFF）
～定期報告（馬）～

注意事項

- 定期報告の電子手続きは、先に登録した「農場台帳」ごとに申請が必要となります
- 農場台帳は「畜種（詳細）」ごとに登録されているため、複数の家畜種を飼養されている方は、同じ入力内容の手続きを複数回行う必要が生じます。
- 道では、従前の形態（紙様式）の場合、より分かり易く、かつ報告し易い独自の定期報告様式を使用していますが、eMAFFの定期報告は全国共通の入力フォームとなっており、複雑かつ煩雑な入力作業が求められます

eMAFFによる定期報告は、生じる手間・労力等を承知の上で利用願います。

（従前の形態（紙様式）であれば、上記問題は生じません）

参考：【道庁HP：飼養衛生管理基準】 家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する定期報告について

※ 書面での定期報告様式を掲載しています。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/shiyoueisei.html

参考：必要となる電子手続き（馬）

農場台帳登録で選択した「畜種（詳細）」	必要となる手続き
馬	定期報告（基本情報）、定期報告（馬）１、定期報告（馬）２

※ 小規模飼養者は「定期報告（基本情報）」のみ

基本情報

eMAFFにログイン後、
「制度・手続名称から検索」
で定期報告と入力
→　検索

定期報告（基本情報）をクリック

フォームに入力

申請日（提出年の2月1日以降の日付）を入力

「県内地域」を選択

農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所を選択

フォームに入力

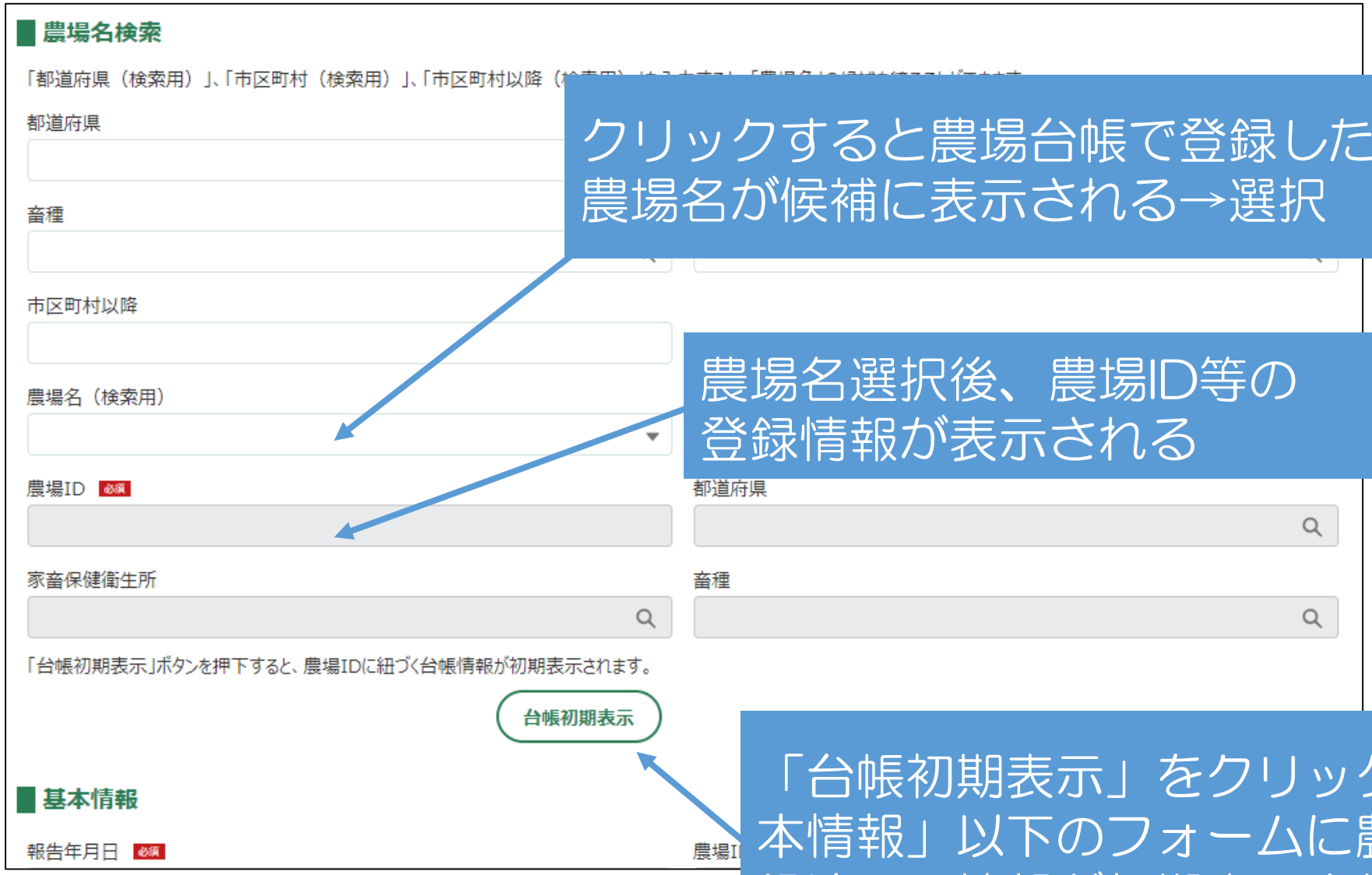

クリックすると農場台帳で登録した農場名が候補に表示される→選択

農場名選択後、農場ID等の登録情報が表示される

「台帳初期表示」をクリックすると「基本情報」以下のフォームに農場台帳で登録済みの情報が初期表示される

フォームに入力

申請年月日と同じ

基本情報

報告年月日 必須

農場ID

農場名

■農場住所

農場郵便番号

都道府県名

市区町村名

丁目・番地等

■農場の連絡先

電子メール

電話番号

FAX

家畜の所有者の氏名

■ 家畜の所有者の住所

郵便番号

都道府県名

市区町村名

丁目・番地等

■ 家畜の所有者の連絡先

電子メール

電話番号

携帯電話番号

FAX

農場名、住所、連絡先
家畜所有者氏名、住所、連絡先
を入力

フォームに入力

「編集」マークをクリック

飼養衛生管理者が複数名いる場合は、「＋」マークを選択して適宜追加

飼養衛生管理者情報を入力

フォームに入力

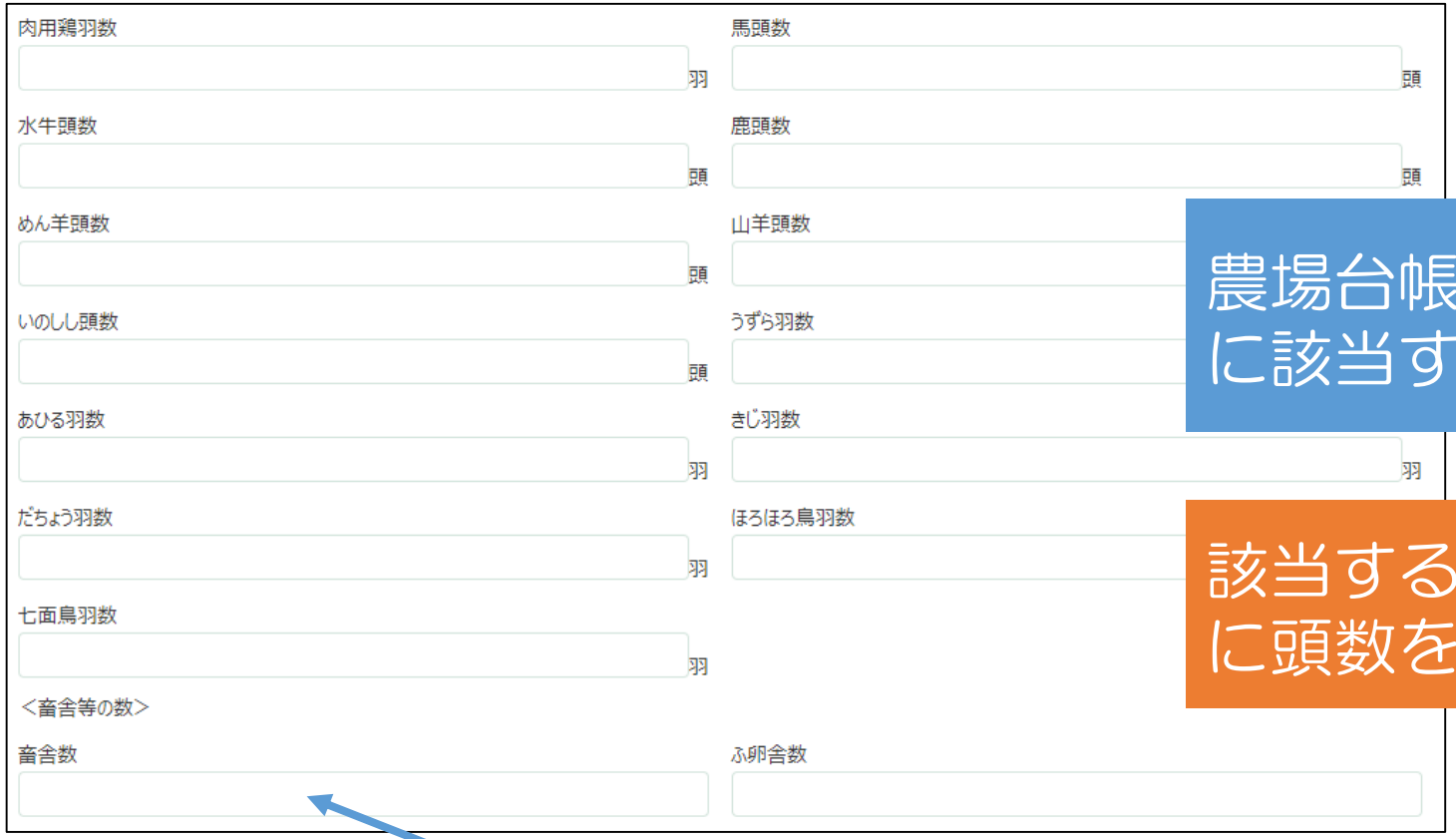

農場台帳で登録した「畜種（詳細）」に該当する家畜飼養頭数を入力

該当する「畜種（詳細）」以外の項目に頭数を入力しないよう注意

畜舎数を入力

※ 定期報告の手続きは「農場台帳ごと（畜種（詳細）ごと）」に必要です

フォームに入力

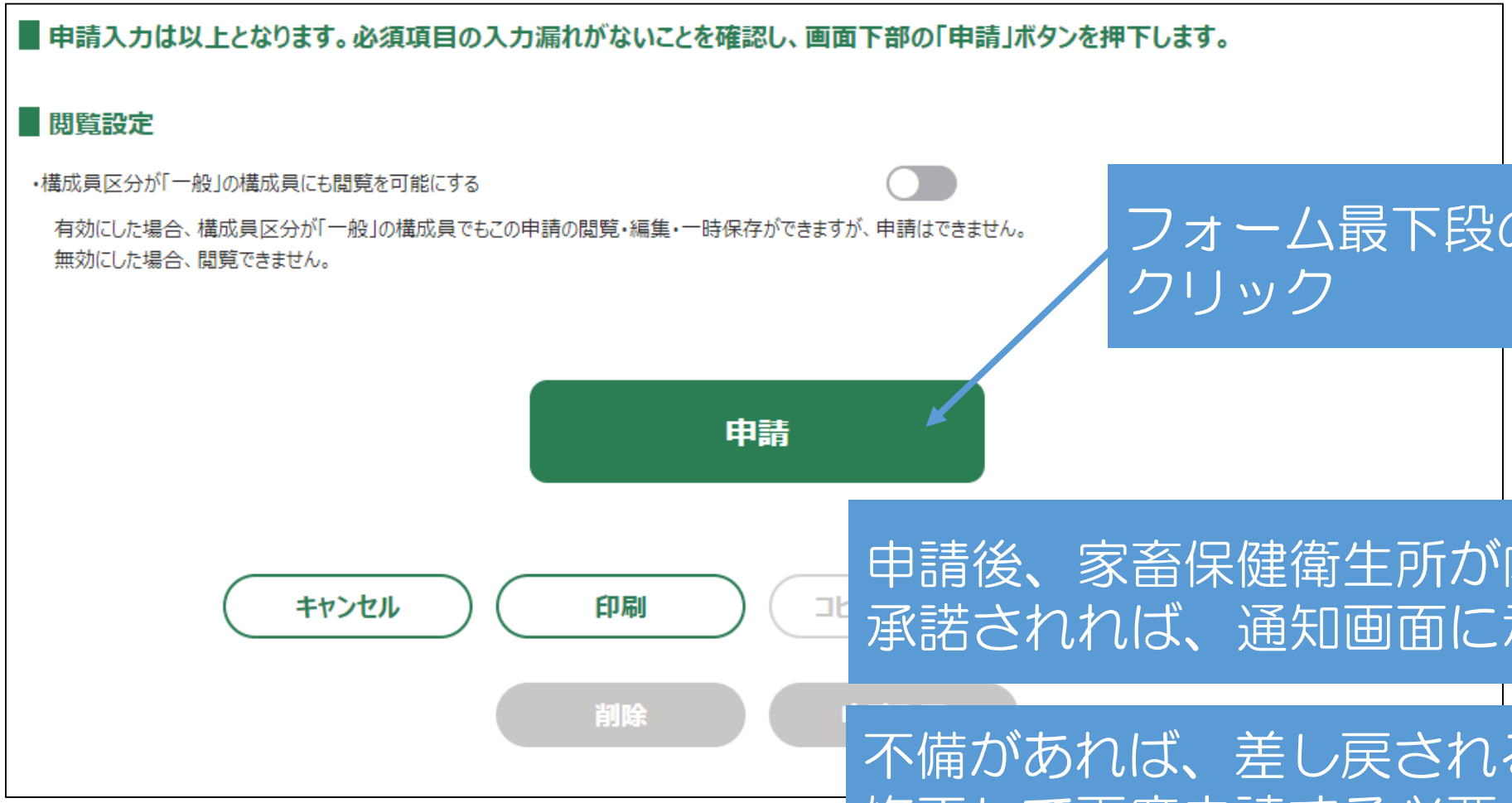

フォーム最下段の「申請」をクリック

申請後、家畜保健衛生所が内容を確認し、承諾されれば、通知画面に承諾通知が届く

不備があれば、差し戻されるので、修正して再度申請する必要が生じる

小規模飼養者（入力した飼養頭数が１頭）以外の方は、続いて「飼養衛生管理基準の遵守状況」の手続きに進みます

飼養衛生管理基準の遵守状況

※　基本情報の飼養頭数で入力した頭数が1頭の方
（=小規模飼養者）は作業不要です

eMAFFにログイン後、
「制度・手続名称から検索」
で定期報告と入力
→　検索

定期報告（馬）１をクリック

フォームに入力

申請日（提出年の2月1日以降の日付）を入力

「県内地域」を選択

農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所を選択

フォームに入力

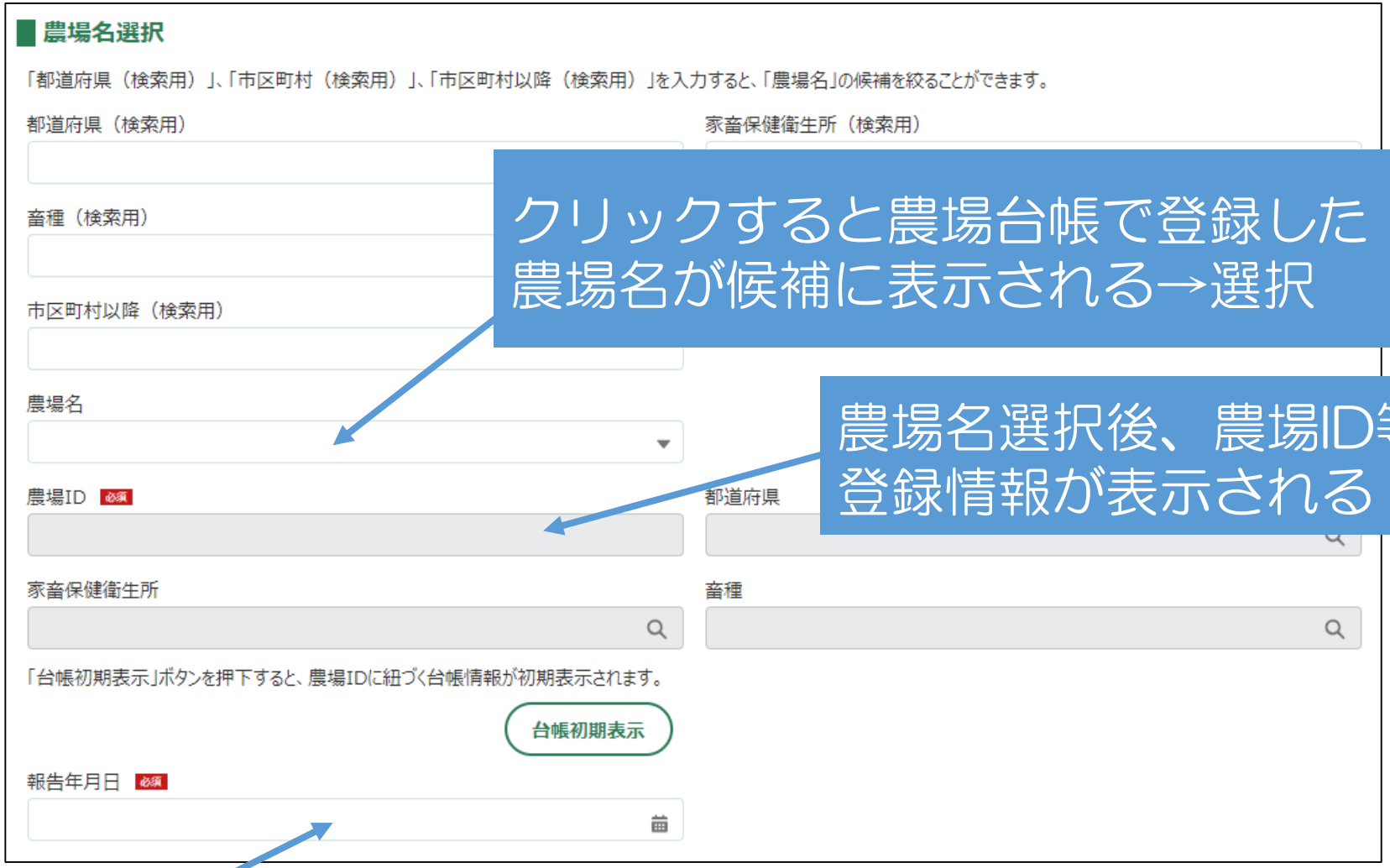

クリックすると農場台帳で登録した農場名が候補に表示される→選択

農場名選択後、農場ID等の登録情報が表示される

申請年月日と同じ

フォームに入力

2．飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況 （4）馬の場合

※記載方法
・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
・１から28までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」にチェックを付けること。
・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項にチェックを付けること。
・「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。

Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項

Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項

１ 馬の所有者の責務

１－１ 関係法令を遵守している。

回答 必須
○ はい ○ いいえ

前回の点検結果
○ はい ○ いいえ

〈関係法令の例〉
・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法
・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・化製場等に関する法律 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

１－２ 農場の所在地域で飼養されている馬の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。

回答 必須
○ はい ○ いいえ

前回の点検結果
○ はい ○ いいえ

〈協力者の例〉
・地域の他の馬の所有者（飼養衛生管理者） ・都道府県 ・市町村 ・関係団体 ・地域自衛防疫団体

１－３ （所有者以外に飼養衛生管理者がある場合）飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。

回答 必須
○ 該当しない ○ はい ○ いいえ

前回の点検結果
○ 該当しない ○ はい ○ いいえ

今後の改善方針

「※記載方法」に従い、
遵守状況の自己点検結果を入力

「いいえ」を選択した場合は、
今後の改善方針を記載

資料添付が必要な項目は
ファイルをアップロード

フォームに入力

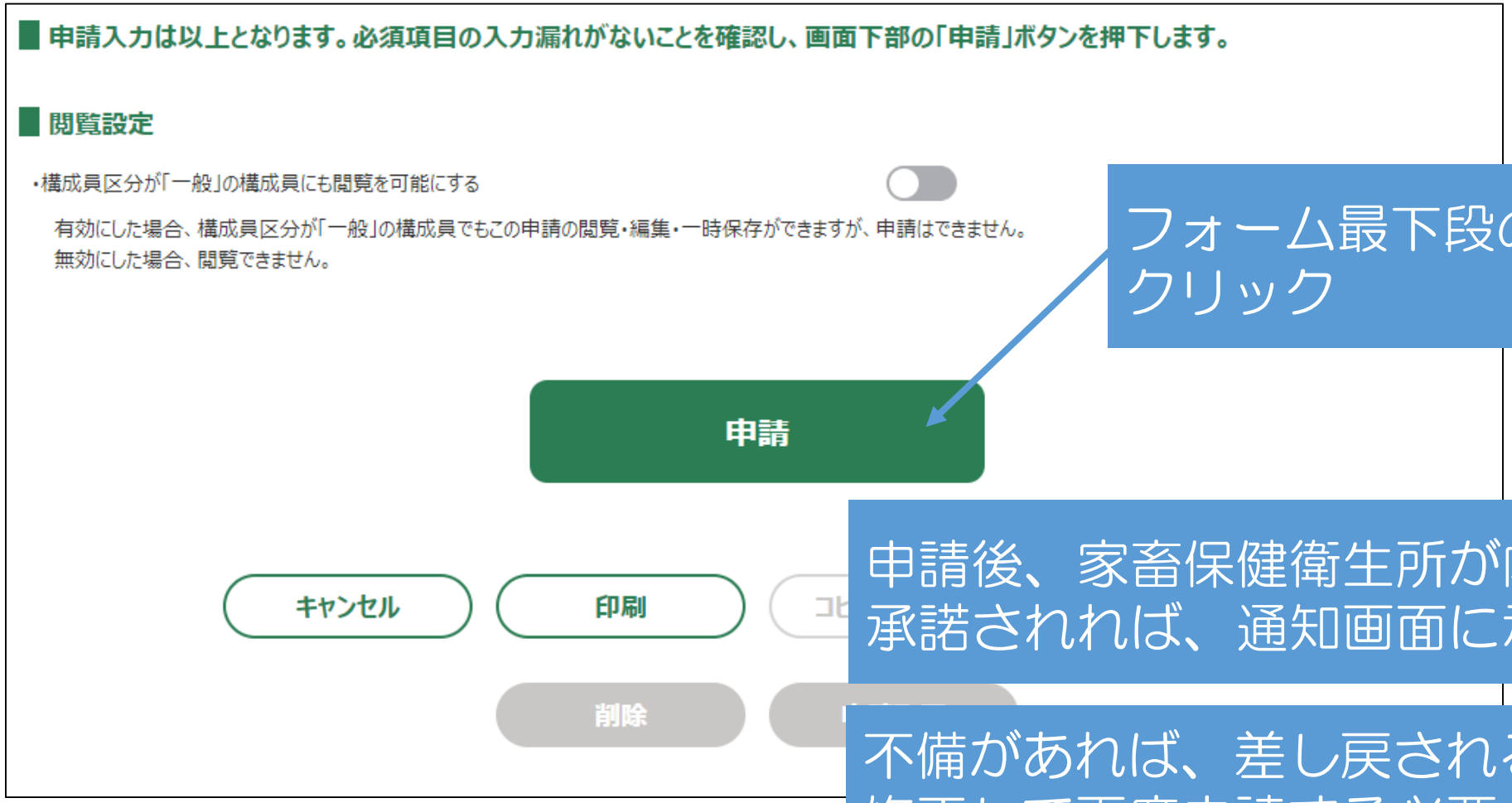

フォーム最下段の「申請」をクリック

申請後、家畜保健衛生所が内容を確認し、承諾されれば、通知画面に承諾通知が届く

不備があれば、差し戻されるので、修正して再度申請する必要が生じる

続いて、「定期報告（馬）２」の手続きに進みます

eMAFFにログイン後、
「制度・手続名称から検索」
で定期報告と入力
→　検索

定期報告（馬）２をクリック

フォームに入力

申請日（提出年の2月1日以降の日付）を入力

「県内地域」を選択

農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所を選択

フォームに入力

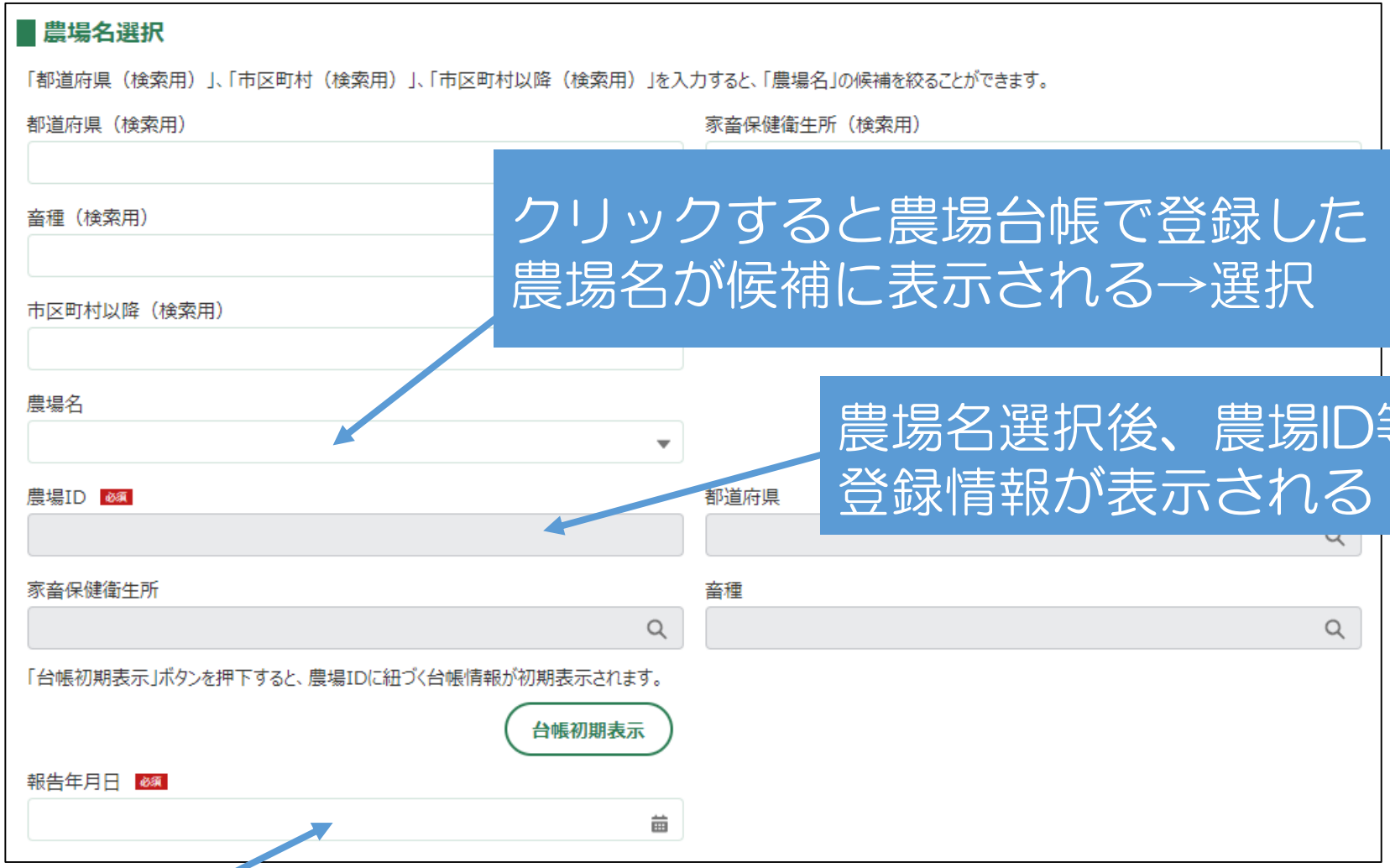

クリックすると農場台帳で登録した農場名が候補に表示される→選択

農場名選択後、農場ID等の登録情報が表示される

申請年月日と同じ

フォームに入力

2．飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況 （４）馬の場合

※記載方法
・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
・１から28までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」にチェックを付けること。
・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項にチェックを付けること。
・「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。

Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止

Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止

７ 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

７－１ 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう必要な措置を講じている。
※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（競馬場、乗馬施設等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及を防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りではない。

回答 必須
○ はい ○ いいえ

前回の点検結果
○ はい ○ いいえ

記入欄（はいの場合）
措置の内容：

門
□

前回の点検結果
□

ロープ
□

前回の点検結果
□

立入禁止看板の設置
□

前回の点検結果
□

その他
□

前回の点検結果
□

「その他」を選択した場合は内容を記入してください。

前回の点検結果

今後の改善方針

「※記載方法」に従い、
遵守状況の自己点検結果を入力

「いいえ」を選択した場合は、
今後の改善方針を記載

資料添付が必要な項目は
ファイルをアップロード

フォームに入力

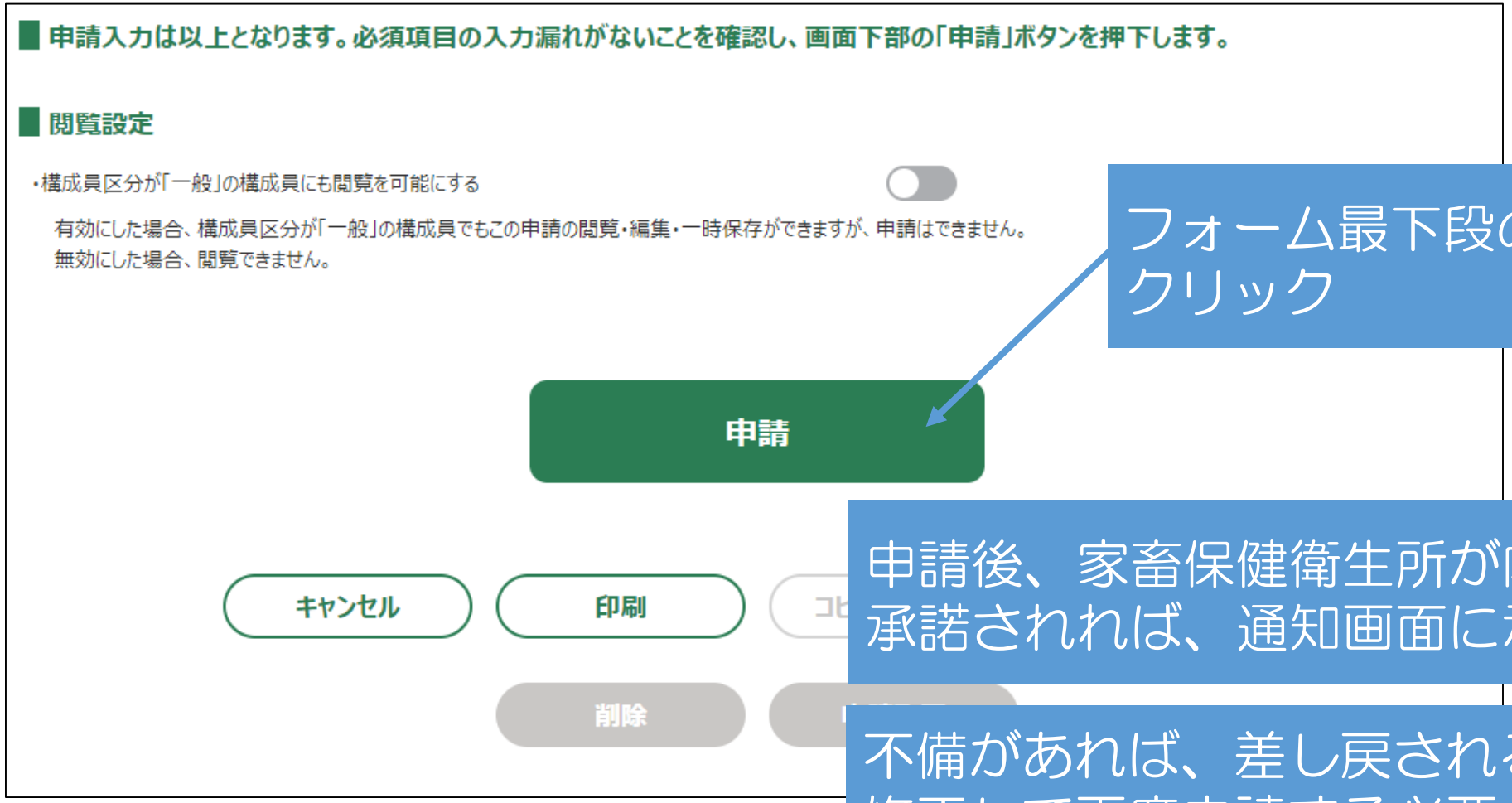

フォーム最下段の「申請」をクリック

申請後、家畜保健衛生所が内容を確認し、承諾されれば、通知画面に承諾通知が届く

不備があれば、差し戻されるので、修正して再度申請する必要が生じる

以上で、定期報告（馬）の申請手続きは終了です